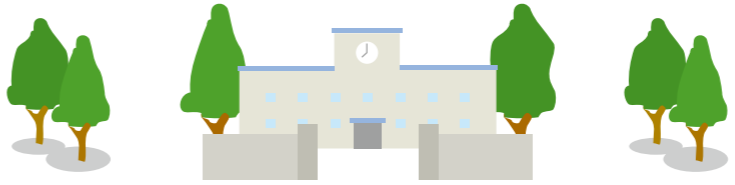


平成 27 年 4 月から

土曜授業を開始

学校・地域・家庭が連携し
子どもたちを共に育てる機会を拡げていきます



学校教育法施行規則の改正に伴い、学校の設置者（市町村など）の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能になりました。

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育むこと、子どもたちを家庭や地域ぐるみで育てることを目的に、平成 14 年度より学校週 5 日制が完全実施されました。しかし、土曜日を有意義に過ごせていない子どもも少なからず存在し、学力面・体力面において二極化の傾向もでてきました。また、平成 23 年度から学習

指導要領が変わり、学習内容が増えています。

そのため、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供しながら、その成長を支えることを目指して、学校・家庭・

地域が連携し、授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動などの機会の充実に取り組むことが重要と考えられています。

そこで、三好市教育委員会で、子どもたちの「生きる力」の育成に資する観点に立ち、市内全小中学校を対象に、平成 27 年 4 月より「土曜授業」を開始

します。また、土曜授業の趣旨を十分生かすために、長期休業日の短縮を行い、児童生徒がゆとりをもって学習できるための授業時数の確保に努めます。

※「土曜授業」とは、児童生徒の代休日設けずに土曜日などを活用して学校教育活動を行うものを指します。

実施内容

土曜授業は、午前中の 3 時間授業を原則として、年間 6 回実施します。また、長期休業期間

文部科学省

土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を推進
(平成 25 年 11 月 法改正)

徳島県

土曜日の教育環境を充実させることは重要
月 2 回を上限（半日単位）
(平成 26 年 2 月 基本方針決定)

三好市

児童生徒の「生きる力」の育成およびより開かれた学校づくりのため、土曜授業を実施
年間 6 回（3 時間授業）
長期休業期間の短縮（給食実施）



今後の取り組み

※徳島県は、土曜授業の上限を月 2 回と定めています。

（春休み・夏休み・冬休み）を年間 7 日間短縮して平常の授業を行い、どちらも通常の授業と同様の扱いとなります。授業の内容は、学校ごとに実状に合わせて決めますが、家庭、地域との連携教育による体験学習や公開授業および学校行事、また教育課程に定められた学習内容などを実施します。

地域行事、社会教育団体やスポーツ団体などの事業などとの調整、学校職員を含めた指導者の確保、指導内容の確立など課題はたくさんあります。皆さんのご意見を伺いながら、土曜授業のなかで、子どもたちの健やかな成長のため、よりよい方策を模索していきたいと考えています。

【お問い合わせ先】

三好市教育委員会学校教育課
電話 72-3555

土曜授業にいたる経過

【平成 14 年度】学校完全週 5 日制が始まりました。
【平成 25 年 5 月】学校訪問を行い、土曜授業の必要性について提起
【平成 25 年 8 月】三好市教育委員会視察研修



教育委員、学校教育指導員、校長などで、東かがわ市立三本松小学校を訪問し、東かがわ市教育委員会および三本松小学校の取り組みについて研修しました。

【平成 25 年 11 月】学校教育法施行規則が改正され土曜日などに授業を実施することが可能であることが明確となりました。
【平成 25 年 12 月】三好市校長会と協議
校長会より土曜授業に向けての提言を受けました。

【平成 26 年 5 月】土曜授業実施について意見交換会を開催
市内を 6 ブロックに分け、教育委員会と各小学校長の意見交換会を実施しました。
【平成 26 年 6 月】アンケート調査を実施
保護者および教職員対象としたアンケート調査を実施しました。保護者の約 70% の方が、土曜授業の実施について「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答されました。
【平成 26 年 8 月】土曜授業講演会・意見交換会



各学校より、保護者および教職員の代表者にご参加いただき、講演会および意見交換会を開催しました。土曜授業の先進地である東かがわ市教育委員会学校教育課長の久保輝起氏の講演の後、参加者で意見を交換しました。